

川俣事務所 かわら版 No.105 (2023.9)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

最低賃金 全国平均1,004円! 43円アップ

令和5年10月から適用される最低賃金が決定いたしました。

全国加重平均で43円アップとなり、全国平均では1,004円となります。

東京都は1,113円となります。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対する賃金に限られ、次のものは対象から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 残業手当、休日勤務手当
- ④ 諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など

関東地方の最低賃金額と発効日は次の通りです。

地域	最低賃金 (時給)	発効日	地域	最低賃金 (時給)	発効日
東京	1,113円	5.10.1	茨城	953円	5.10.1
神奈川	1,112円	5.10.1	栃木	954円	5.10.1
埼玉	1,028円	5.10.1	群馬	935円	5.10.5
千葉	1,026円	5.10.1			

※ 秋田 897円(+44円)~5.10.1 発効 福島 900円(+42円)~5.10.1 発効
最低賃金は、給与計算期間と関係なく適用となりますので、発効日を跨ぐ期間の給与計算は、十分ご注意ください。

時間外労働の猶予措置終了へ（令和6年4月1日）

働き方改革の一環として、時間外労働の上限が規定され、その際に5年間猶予されていた事業・業務について、令和6年4月1日に猶予措置が終了します。

建設業及び自動車運転の業務について、猶予措置終了後の取扱いをお知らせします。

《建設業》

災害時の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用になります。

つまり、原則として①1ヵ月45時間以内、②年360時間以内となります。

そして、例外的に、特別な事情がある場合、年6回まで1ヵ月45時間を超えることができますが、次の上限が適用になります。

- ① 1ヵ月の時間外労働、休日労働の合計が100時間未満
- ② 2~6ヵ月平均で時間外労働、休日労働の合計が80時間以内
- ③ 時間外労働が年720時間以内（法定休日の労働時間は含みません）

《自動車運転の業務》

原則としては、①1ヵ月45時間以内、②年360時間以内ですが、特別条項付きの36協定を締結することによって、年960時間まで時間外労働をさせることができます。

建設業と違い、①1ヵ月の時間外労働、休日労働の合計が100時間未満、②2~6ヵ月平均で時間外労働、休日労働の合計が80時間以内という規制は適用されません。

また、月45時間を超えることができる年6回までという規制も適用されません。

令和6年4月からの取扱いについての詳細は、担当職員にお尋ねください。